

みなと みた

2014 3
No.102

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ● 2~7

都内 125 企業が割増賃金 17 億円を遡及支払—監督指導による賃金不払残業の是正結果(平成 24 年度)／首都圏 4 労働局が合同で 697 箇所の建設現場を一斉監督【東京労働局の実施結果概要】／東京都鉄鋼業最低賃金引上げ／平成 26 年度雇用保険料率は変更なし／一般拋出金 26 年度から率を引き下げ／労働基準監督官採用試験要綱

東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 8~9

最近の雇用失業情勢／「トライアル雇用奨励金」が大きく変わります！／有料の求職者情報を売り込む会社にご注意ください

コラム ● 10

いのち・シリーズ⑥ 「いのちの再建弁護士 会社と家族を生き返らせる」

労働インフォメーション ● 11

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案要綱」の諮問と答申／平成 25 年「賃金構造基本統計調査(全国)」の結果(ポイント)

協会だより ● 12~16

新年賀詞交歓会のご報告／平成 26 年度定期総会開催のご案内／定期健康診断のご案内／労働保険料の納付手続き完了報告／会報広告掲載のお願い／「三田健康づくり研究会」のご報告／講習会のご案内／平成 26 年度講習会等予定表

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることが可能になりました。ご利用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)



都内125企業が割増賃金17億円を遡及支払 — 監督指導による賃金不払残業の是正結果（平成24年度） —

東京労働局は、平成24年4月から平成25年3月までの1年間（平成24年度）に、管下18の労働基準監督署（支署）において、時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金が適正に支払われていない企業2,300社に対し、労働基準法第37条違反としてその是正を勧告・指導し、その結果、支払われた金額が100万円以上になった125企業の状況について以下のとおり取りまとめました。

< 東京労働局における平成24年度の監督指導による割増賃金遡及支払概要 >

1 対象企業数 125件（対前年度比 △11件）

対象企業数を業種別にみると、商業が44件と最も多く、次いで、その他の事業（情報処理サービス業等）30件、教育・研究業10件の順であり、これら業種で全産業の7割弱を占める。

2 対象労働者数 14,540人（対前年度比 △2,931人）

対象労働者を業種別にみると、その他の事業（情報処理サービス業等）が7,392人と最も多く、次いで、商業3,131人、保健衛生業1,479人の順であり、これら業種で全産業の8割強を占める。

3 遡及払額 17億6,464万円（対前年度比 △5億5,826万円）

遡及払額を業種別にみると、商業が7億8,821万円と最も多く、次いで、その他の事業（情報処理サービス業等）4億2,021万円、接客娯楽業2億345万円の順であり、これら業種で全産業の8割を占める。

また、1企業当たりの支払金額は1,412万円となり、労働者1人の平均支払金額は12万円であった。

この結果を踏まえ、東京労働局では、賃金不払残業を解消するための監督指導をより一層、重点的・積極的に推進し、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止とともに賃金不払残業の解消に向けた労使の自主的な取組みの促進を図るための周知・啓発活動を展開することとしている。

<平成24年度 東京労働局における割増賃金遡及払い取りまとめ結果 >

第1表 対象企業数、労働者数、支払金額

業種	企業数 (件)	対象労働者数 (人)	支払金額 (万円)	1人平均支払金額 (万円)	企業平均支払金額 (万円)
20年度	158	63,902	396,620	6.2	2,510
21年度	116	19,679	301,863	15.3	2,602
22年度	127	9,524	220,290	23.1	1,735
23年度	136	17,471	232,290	13.3	1,708
24年度	125	14,540	176,464	12.1	1,412

過去4年、企業数については横ばいで推移している。

1企業での最高支払金額は5億408万円、業種は商業、次いで2億6,373万円、その他の事業（情報処理サービス業等）であり、これらを含めて支払金額が1,000万円を超えた事案は18件あった。

第2表 業種別の対象企業数、労働者数、支払金額等

業 種	企業数 (件)	対象労働者数 (人)	支払金額 (万円)	1人平均支払金額 (万円)	企業平均支払金額 (万円)
製 造 業	6	183	1,402	7.7	233.7
建 設 業	5	149	5,358	36.0	1,071.6
運 輸 交 通 業	4	213	1,991	9.3	497.8
貨 物 取 扱 業	1	16	228	14.3	228.0
商 業	44	3,131	78,821	25.2	1,791.4
金 融 広 告 業	8	1,268	8,993	7.1	1,124.1
映 画 ・ 演 劇 業	3	67	3,650	54.5	1,216.7
通 信 業	2	39	2,294	58.8	1,147.0
教 育 ・ 研 究 業	10	314	3,813	12.1	381.3
保 健 衛 生 業	6	1,479	7,416	5.0	1,236.0
接 客 娯 楽 業	5	288	20,345	70.6	4,069.0
清 掃 と 畜 業	1	1	132	132.0	132.0
その他の事業	30	7,392	42,021	5.7	1,400.7
合 計	125	14,540	176,464	12.1	1,411.7

業種別にみると、対象企業数、支払い金額ともに商業が多く、対象企業は全体の35パーセントを、支払金額は全体の45パーセントを占める。

一方、対象労働者数は、その他の事業（情報処理サービス業）が最も多く、全体の過半数を占める。

1企業で支払金額が1億円を超えた事案

事案 1 業種：商業

労働時間の把握が可能であったにもかかわらず、事業場外労働に関するみなし労働時間制を適用していたため、割増賃金の不払が発生したものの。

事案 2 業種：情報処理サービス業

企画業務型裁量労働制の導入要件となる労使委員会を開催していないため、同裁量労働制が無効となったことから割増賃金の不払が発生したものの。

事案 3 業種：旅館業

労働時間の管理はIDカードによりなされていたが、適正に記録されていなかったため、時間外等割増賃金の不足が発生したものの。

詳細は「三田労働基準協会ホームページ>労働ニュース>都内125企業が割増賃金17億円を遡及適用」を参照ください。URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

首都圏4労働局が合同で697箇所の建設現場を一斉監督

～「Safe Work」をキャッチフレーズに取組みを展開中～

埼玉労働局、千葉労働局、東京労働局、神奈川労働局の首都圏4労働局（以下、4局）では、平成25年度を初年度とする「第12次労働災害防止計画（5か年計画）」に基づく取組みを強力に推進すべく、合同で「Safe Work」をキャッチフレーズとして掲げ、官民一体となった取組みを展開しています。

これは、我が国における労働災害（休業4日以上死傷災害）が平成22年以降3年連続で増加するという憂慮すべき状況の下、平成24年の4局管内の被災者数は27,296人と前年より784人増となっており、この増加数が全国での増加数の約半数を占めていることから、4局合同での労働災害防止の取組みが特に必要不可欠と捉えて進めているものです。

今般、この取組みのひとつとして、全産業中死亡者数が最も多い建設業の労働災害防止を図るべく、4局合同で建設現場一斉監督を実施し、以下のとおり、結果を取りまとめました。

< 首都圏4労働局合同建設現場一斉監督 監督指導実施結果 概要 >

1. 対象 埼玉・千葉・東京・神奈川労働局管内の建設工事現場 697現場
2. 期間 平成25年12月
3. 実施結果
 - 監督実施697現場のうち半数以上（384現場、55.1%）に労働安全衛生法違反が認められ、改善を指導した。
 - 元請事業者の安全衛生管理面に関する法違反が247現場（35.4%）、および重篤災害につながる足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する法違反が246現場（35.3%）で認められ、行政処分を含め是正を指導した。これらの事項の違反現場数は、4局いずれにおいても、ワースト1・2に入っている。

東京労働局管内

墜落・転落防止を重点に291箇所の建設現場を一斉監督

～うち半数以上に労働安全衛生法違反あり～

東京労働局管内における建設業での休業4日以上死傷災害件数は、平成25年1年間で1,330件（平成25年速報値、平成24年速報値1,273件）となっており、前年比で4.5%増加しました。建設業における死亡災害は25件（同速報値）と前年同期24件に対し1件増となっており、全産業の死亡災害（同速報値で47件）に占める割合は53.2%と高水準であり、全産業で最も高い数値となっています。

このような状況を踏まえ、首都圏4労働局合同の労働災害防止の取組みの一環として、東京労働局管下18労働基準監督署・支署において、東京都内の建設現場に対して、次のとおり一斉に臨検監督を実施しました。

< 建設現場一斉監督 東京労働局管内監督指導実施結果 概要 >

1. 対象 都内の建設工事現場 291現場
2. 期間 平成25年12月2日から12月13日
3. 実施結果
 - 監督実施291現場のうち半数以上（168現場、57.7%）に労働安全衛生法違反が認められ、改善を指導した。
 - 特に、重篤災害につながる足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する法違反が3割を超える現場（106現場、36.4%）で認められ、行政処分を含め是正を指導した。

【今後の方針】

東京労働局としては、今回の一斉監督指導において労働災害防止対策が徹底されていない現場が少なからず認められたことから、建設工事現場に対する監督指導を重点的に実施するとともに、死亡・重大災害防止に有効なリスクアセスメント等の導入についても積極的に指導を行う方針です。

また、法令違反を繰り返す事業者や法令違反を原因とする死亡・重大災害を発生させた事業者、さらには、労働災害を隠すなど悪質な事業者については、司法処分を行うなど厳正な対応を行うこととしています。

東京労働局では、本年度より「第12次東京労働局労働災害防止計画」を定め、「Safe Work Tokyo」をキャッチフレーズとして、「安全・安心な首都東京の実現」に向け、官民一体となった取組みを推進してきたところです。特に建設業においては、死亡災害をはじめとする重篤度が高い労働災害の減少に向け、建設業関係団体等との緊密な連携の下、「墜落・転落」災害の防止を中心とした労働災害防止対策を推進してきており、来年度においても引き続きこの取組みを進めていきます。

【実施結果】

1 違反状況（東京労働局管内）

(1) 291現場の57.7%に労働安全衛生法違反

監督指導を実施した291現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反（以下「法令違反」という）が認められた現場は168現場（57.7%）であった。

[表] 現場の種類別 違反状況（東京労働局管内）

	建築	土木	解体	その他	合計
監督実施現場数	265	13	2	11	291
法令違反現場数	161	5	0	2	168
(違反率)	60.8%	38.5%	0.0%	18.2%	57.7%
作業停止等命令現場数	39	2	0	0	41
(違反率) 法令違反現場数に対する割合	24.2%	40.0%	0.0%	0.0%	24.4%

主な違反事項として

- ① 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する違反が106現場
- ② 元請事業者の安全衛生管理面に関する違反^(注1)が105現場、で認められた。

なお、足場の作業床又は作業構台からの墜落・転落災害防止に関する違反現場のうち、81現場においては、そもそも足場等に手すり等の墜落防止措置が講じられておらず、また、23現場においては、従来の手すりに加え平成21年6月1日の労働安全衛生規則改正により新たに義務づけられた中さん又は下さん等が設置されていなかった。

(注1) 「元請事業者の安全衛生管理面に関する違反」とは、例えば、元請事業者と下請事業者との連絡調整等を行うための協議組織を設置していなかったり、元請事業者が下請事業者の法違反防止の指導を怠ったことが挙げられる。

(2) 41現場に対して作業停止等の命令書を交付

法令違反が認められた現場のうち、設備等が安全に関する基準に満たず、労働災害を未然に防止する必要があると認められた41現場（法令違反が認められた現場の24.4%）に対しては、作業停止、立入禁止等を命令する行政処分を行った。[表]

2 リスクアセスメント等の取組み状況（東京労働局管内）

今回監督指導を実施した建設現場におけるリスクアセスメント等^(注2)の取組み状況は、

- ① 実施している現場 258現場（88.7%）
- ② 実施していない現場 33現場（11.3%）であった。

(注2) リスクアセスメント等とは労働災害防止対策であり、危険の度合（リスク）に応じて、事前にリスクを除去・低減する計画を立てて対策を実施するため、死亡災害、重大災害防止に有効な仕組みであり、当局においては、その導入を推進している。

東京都鉄鋼業最低賃金引上げのお知らせ

東京都の特定（産業別）最低賃金（地域別最低賃金）のうち東京都鉄鋼業最低賃金は平成26年3月23日から

時間額 871円 に改正されます。

* 都内の全使用者および全労働者（派遣中の労働者を含む）に適用される東京都最低賃金（地域別最低賃金）については、すでに平成25年10月19日から時間額869円に改正されています。

* 本年度改正されなかった特定（産業別）最低賃金の対象事業場については東京都最低賃金869円が適用されます。

詳細は東京労働局賃金課 TEL 03-3512-1614（直通）又は最低賃金ワン・ストップ総合相談支援センター TEL 03-3543-6326 までお問い合わせください。

平成26年度の雇用保険料率 前年度から変更はありません

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの雇用保険料率は、平成25年度と変わらず次のとおりです。

(平成26年度雇用保険料率表)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業の 保険料率	
一般の事業		5/1000	8.5/1000	5/1000 3.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造の事業		6/1000	9.5/1000	6/1000 3.5/1000	15.5/1000
建設の事業		6/1000	10.5/1000	6/1000 4.5/1000	16.5/1000

一般拠出金26年度から率を引き下げ

一般拠出金とは石綿の健康被害者の救済費用に充てるため、原則すべての労災保険適用事業の事業主が負担するものです。一般拠出金の率は業種を問わず一律で、現在は0.05/1000です。石綿健康被害の救済に関する法律では、法が施行された平成19年から5年以内に必要な見直しを行うとしており議論が進められた結果、平成26年4月1日から0.02/1000に引き下げられることになりました。

* 当協会事務組合委託事業場の皆様には、詳細を労働保険年度更新時にお知らせいたします。

労働基準監督官になりませんか

厚生労働省は「情熱と正義感」ある労働基準監督官希望者を求めています。皆様のまわりに労働基準監督官を目指す若者はいませんか？平成26年度労働基準監督官採用試験要綱をお知らせします。

平成26年度 労働基準監督官採用試験要綱

受験資格

昭和59年4月2日～平成5年4月1日生まれ
平成5年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
(1) 大学を卒業した者および平成27年3月までに大学を卒業する見込みの者
(2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度

大学卒業程度

インターネット受付期間

平成26年4月1日(火) 9:00～4月14日(月) **受信有効**

インターネット申込用受験案内アドレス [【http://www.jinji.go.jp/saiyo/shiken23.pdf】](http://www.jinji.go.jp/saiyo/shiken23.pdf)
インターネット申込専用アドレス [【http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html】](http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html)

インターネット申込みができない場合は、人事院地方事務局(所)、都道府県労働局、労働基準監督署で受験申込書の交付を受け、郵送または持参してください。
郵送または持参の受付期間は、**4月1日(火)～4月2日(水)**です。(4月2日(水)までの通信日付印有効。郵送または持参は受付期間が短いので注意してください。)

採用予定者数

労働基準監督A(法文系) 約160名
労働基準監督B(理工系) 約40名

第1次試験

平成26年6月8日(日) 9:05(受付開始) 9:35(試験開始)～18:05(試験終了)

第2次試験

平成26年7月16日(水)・17日(木)・18日(金)
第1次試験合格通知書で指定する日時(日時の変更は、原則として認められません。)

第1次試験合格者発表日

平成26年7月1日(火) 9:00

最終合格者発表日

平成26年8月20日(水) 9:00

人事院ホームページ(国家公務員試験採用情報ナビ) <http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

第1次試験地	申込先	所在地	TEL
札幌市	北海道労働局	〒060-8566 札幌市北区北八条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
仙台市	宮城労働局	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8833
秋田市	秋田労働局	〒010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-6681
東京都	東京労働局	〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-3512-1600
新潟市	新潟労働局	〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3500
名古屋市	愛知労働局	〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0251
金沢市	石川労働局	〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-265-4420
大阪市	大阪労働局	〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06-6949-6482
松江市	島根労働局	〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852-20-7005
広島市	広島労働局	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-221-9241
高松市	香川労働局	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8915
松山市	愛媛労働局	〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5200
福岡市	福岡労働局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-411-4861
熊本市	熊本労働局	〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-211-1701
鹿児島市	鹿児島労働局	〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8275
那覇市	沖縄労働局	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎	098-868-4003

厚生労働省ホームページ(労働基準監督官採用試験情報)で、労働基準監督官の業務紹介や先輩からのメッセージなどの情報を掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

労働基準監督官採用試験

検索

最近の雇用失業情勢

○平成26年1月の雇用失業情勢のポイント（全国）

☆完全失業率（季節調整値）3.7%と、前月と同水準。

☆完全失業者数（季節調整値）は242万人と、前年同月差2万人の減少。

☆前月と比べ就業者は6,319万人と30万人の減少、雇用者は5,565万人と18万人の減少。（いずれも季節調整値）

雇用者数を主要産業別にみると、「医療・福祉」では前年同月比で70ヶ月連続での増加傾向を維持している。「建設業」等では減少している。

☆平成26年1月の新規求人倍率（季節調整値）は1.63倍と前月より0.02ポイント改善。

☆平成26年1月の有効求人倍率（季節調整値）は1.04倍と前月より0.01ポイント改善。

内閣府の月例経済報告（平成26年2月）によると、「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、輸出が持ち直しに向かい、各種政策の効果が下支えするなかで、家計所得や投資が増加し、景気回復基調が続くことが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、消費税率引上げに伴う駆け込み需要及びその反動が見込まれる。（※景気判断は維持）雇用情勢は、着実に改善している。先行きについては、改善していくことが期待される。」としている。（※雇用情勢判断は上方修正）

項目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
22年度	0.93	1.19	3.67	0.56	0.69	2.10	147,335	196,787
23年度	1.11	1.46	4.69	0.68	0.88	2.73	149,287	200,921
24年度	1.32	1.90	7.23	0.82	1.13	4.02	150,775	203,223
26年1月	1.63	2.37	10.21	1.04	1.46	5.90	125,328	167,459

注意）1. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値です。《25年4月～平成26年1月》

2. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイマーを含んだ数値です。

※窓口からの求人・求職状況

都内の求人・求職の動きを見ると、新規求人数（原数値）は123,829人で前年同月比12.4%増と47ヶ月連続で前年同月比を上回った。また、月間有効求人数（原数値）は307,869人で前年同月比13.2%増と、45ヶ月連続で前年同月を上回った。

一方、新規求職申込件数（原数値）は48,965人で前年同月比6.5%減と29ヶ月連続で前年同月を下回った。また、月間有効求職者数（原数値）は194,785人で前年同月比6.8%減と、41ヶ月連続で前年同月を下回った。

就職件数は11,404件で前年同月比で同水準となった。一般、パート別の状況を見ると、一般は6,853件で前年同月比1.3%減、パートは4,551件で前年同月比1.9%増となった。

東京の企業倒産状況（株東京商工リサーチ調べ）は、倒産件数は、159件（前年同月比25.0%減）。業種別件数では、建設業（30件）、卸売業（29件）、サービス業（26件）の順となった。

☆ハローワーク品川の労働市場情報・求人・求職・賃金情報等について提供しております。

「トライアル雇用奨励金」が大きく変わります!

「トライアル雇用」とは、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を、原則3ヶ月間の試行雇用（トライアル雇用）することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

対象者1人当たり、月額4万円（最長3ヶ月間）

事前にトライアル雇用求人ハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者へ提出し、これらの紹介により、対象者を原則3ヶ月間の有期雇用で雇入れ、一定の要件を満たした場合に、奨励金を受けることができます。

*平成26年3月1日から、さらなる早期就職の実現や雇用機会の創出を図るため、次のとおり内容を大幅に拡充します。

主な変更内容

現 行	拡充内容
ハローワークの紹介に限り支給対象	一定の要件を満たした民間の職業紹介事業者や大学等の紹介による場合も支給対象
対象者は主にニート・フリーターや母子家庭の母等	現行の対象者に加え、学卒未就職者や育児等でキャリアブランクのある方も支給対象

<お問い合わせ> ハローワーク品川 事業所第3部門 電話 03-3433-8609 (32#)

有料の求職者情報売り込む会社にご注意ください

東京労働局に対して、以下のような苦情が多数寄せられております。警視庁とも連携して対応しておりますので、同様の情報がある場合には東京労働局需給調整事業部需給調整事業第2課（03-3452-1474）あて情報提供をお願いいたします。

<寄せられた苦情の一例>

- (1) 「人事・経営の総合コンサルティング」と称する会社（A社）から、看護師や介護福祉士、建設作業員などの仕事を探している求職者の情報を3か月間提供するとともに、求人者に代わって求職者に応募勧奨を行うことを内容とする売り込みがあった。人手不足でもあり、料金を支払って契約した。
- (2) その後、A社からは定期的な求職者の情報が送付されてくるが、A社の求職者からは応募の意思がないとの葉書が数枚届いただけであった。また、一人も応募してくる者はいなかった。
- (3) A社は偽の情報を提供し、求職者から届いた葉書もA社が投函したのではないかと。求職者の連絡先が分からないので、確認も出来ない。

*厚生労働大臣から有料職業紹介の許可を受けた事業者であれば、あらかじめ届け出た手数料の範囲内で、求職者の情報を有料で売り込むことは、職業安定法違反とはなりません。求人会社にとって、求職者情報の真偽を確認することは困難です。同様の情報や、上記の例と同じような売り込みを受けた、同じような話を聞いたといった情報がありましたら東京労働局需給調整事業部需給調整事業第2課にご相談ください。

コラム

村松謙一 著

『いのちの再建弁護士 会社と家族を生き返らせる』

(平成24 角川書店)

いのち・シリーズ 67



著者は現役の弁護士。自ら企業再建を専門とする弁護士と名乗っている。本書のまえがきで次のようにいう。

『ダメな会社はどんどん潰した方がいいという見解がある。それは100%間違いであると私は思っている。会社は潰してはいけない。なぜなら会社は、(略)そこにいる一人ひとりが生きている。人生の営みがある。従業員には家族があり、その子どもたちが育っている』。

第2章 ふたつの死が私を変え、支えている 再生の仕事。落合楼の再建に取り組む

2002年5月、見知らぬ旅館経営の老夫婦が来る。

旅館は伊豆湯ヶ島温泉郷にある落合楼。明治から戦前にかけて、山岡鉄舟、北原白秋、田山花袋など多くの文人墨客が訪れた。川端康成は「伊豆の踊り子」をここで執筆した。

『十億円の負債を抱えて沈没寸前であるという。公共料金はもとより、租税公課、取引先の支払いも数カ月分滞納のまま、従業員の給料も半年以上も払われず、従業員はお客からの「心づけ」で、何とか糊口をしのいでいるというありさまだった』。

著者によると、メインバンクがプロジェクトを組んで、再生に取り組んでいたというのである。『そんなことは異例中の異例である』。落合楼7つの建造物が文化財の指定を受けていて、破綻でもすれば取り壊されてしまうおそれがある。『それは何としても回避したいというのであった』。

やりましょうと、返事をする。

§

この落合楼再建事件は『これまでにないこと』への挑戦の連続であった。『銀行側も実質破綻先に融資するという大英断を敢行。(略)私は弁護士団を結成し、民事再生手続きなどに奔走した。税金の徴収官とやりあい、電気料金の取り立てに抗議し、各地の旅行代理店をまわって倒産という風評被害を潰していった』。

『私たちの動きに歩調を合わすように、掃除が行き届かずに荒れていた旅館内部も、次第に整えられていった。往時の風格が次第に甦る様は感動的なものがあった』。

『間もなく日本政策投資銀行による旅館再生ファンドが成立。旅館再生ファンドの第1号という快挙であった』。

『落合楼は若き経営者を迎えて「落合楼村上」として生まれ変わった。老舗高級旅館の輝きを取り戻し、(略)顧客は年ごとに増加、文化人の姿も多く見えるという』。

§

この章は著者の単なる成功物語ではない。落合楼の事件を引き受ける以前の、1998年11月18日、15歳9カ月の長女麻衣さんが自死している。「拒食症」が原因であった。著者は『自分は人を助けるのが仕事なのに、いちばん大切な娘を助けることができなかった。もう仕事をする資格などないと思えてならなかった』と言う。事実、その後しばらく、仕事らしい仕事はしていない。クリスチャンではないが、日曜日の朝、近所の教会にも足を運ぶ。

やがて、著者の正義感が復活することになる。

そして、落合楼に携わっているさなか、麻衣さんとの感動的なめぐり合いがあり、『娘を亡くしてから、仕事への打ち込み方が全く変わりました。彼女が存在した意味を、この仕事の中に込めていこう、倒産という闇に怯(おび)える経営者に光をともすことが、彼女と一緒に生きていくことだ、自分の使命はそこにあると心底思うようになった』と語るのである。

藤枝 丞(藤枝事務所主宰)

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案要綱」の諮問と答申

厚生労働省は、労働政策審議会に対し「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案要綱」について諮問し、2月20日、同審議会において審議が行われ、同審議会から田村憲久厚生労働大臣に対して、「おおむね妥当と考える」との答申が行われました。

法案要綱は、一定の期間内に完了する業務に従事する高収入かつ高度な専門的知識などを有する有期契約労働者と、定年後に有期契約で継続雇用される高齢者について、改正労働契約法に基づく無期転換ルールの特例を設けることなどを内容としています。

厚生労働省では、この答申を踏まえて法律案を作成し、平成27年4月の施行を目指し、今通常国会への提出の準備を進めます。

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案の概要

臨時国会で成立した国家戦略特別区域法の規定等を踏まえ、有期の業務に就く高度専門的知識を有する有期雇用労働者等について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間（※）に関する特例を設ける。

（※）同一の労働者との間で有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えた場合は、労働者の申込により、無期労働契約に転換できる。（労働契約法第18条）

主な内容

① 特例の対象者

- I) 「5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者
- II) 定年後に有期契約で継続雇用される高齢者

② 特例の効果 特例の対象者について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間（現行5年）を延長→次の期間は、無期転換申込権が発生しないこととする。

- ① Iの者：一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間（上限：10年）
- ② IIの者：定年後引き続き雇用されている期間

※特例の適用に当たり、事業主は、

- ① Iの者について、労働者が自らの能力の維持向上を図る機会の付与等
- ② IIの者について、労働者に対する配置、職務及び職場環境に関する配慮等 の適切な雇用管理を実施

施行期日

平成27年4月1日（予定）

平成25年「賃金構造基本統計調査（全国）」の結果

厚生労働省では、平成25年「賃金構造基本統計調査（全国）」の結果を公表しました。

「賃金構造基本統計調査」は、全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数および経験年数別などに明らかにすることを目的として、毎年7月に実施しています。

今回は、全国の賃金についての集計結果で、対象は、抽出された10人以上の常用労働者を雇用する民間の65,007事業所のうち、有効回答を得た49,453事業所です。

調査結果のポイント	1 一般労働者（短時間労働者以外の労働者）の賃金（月額） （注） (1) 男女計の賃金は295,700円（前年比0.7%減）、男性では326,000円（同0.9%減）、女性では232,600円（同0.2%減）でそれぞれ前年を下回っている。 (2) 学歴別にみると、男性では、大学・大学院卒が395,400円、高校卒が283,200円となっている。女性では、大学・大学院卒が281,300円、高校卒が200,900円となっている。 (3) 企業規模別にみると、男性では、大企業（常用労働者1,000人以上）が378,600円、中企業（同100～999人）が309,400円、小企業（同10～99人）が285,700円となっている。女性では、大企業が259,400円、中企業が229,700円、小企業が211,900円となっている。 (4) 主な産業別にみると、賃金が最も高いのは、男性では金融業、保険業（459,900円）、女性では教育、学習支援業（307,100円）となっている。最も低いのは、男性、女性ともに宿泊業、飲食サービス業（男性263,700円、女性185,700円）となっている。 (5) 雇用形態別にみると、男性では、正社員・正職員が340,400円、正社員・正職員以外が216,900円となっている。女性では、正社員・正職員が251,800円、正社員・正職員以外が173,900円となっている。
	2 短時間労働者の賃金（1時間あたり） （注） 男性は1,095円（前年比0.1%増）で、女性は1,007円（同0.6%増）となっている。 （注）6月分として支払われた所定内給与額の平均値（1は月額、2は時間額）。なお、所定内給与額とは、毎月支払われる給与から時間外労働、深夜労働、休日労働などに対する手当を差し引いた額で、所得税などを控除する前の額をいう。

新年賀詞交歓会が開催されました

1月24日(金)午後5時30分から、ホテルオークラ東京「コンチネンタルルーム」に於いて、恒例の新年賀詞交歓会が開催されました。

ご来賓として、東京労働局から村田泰昌総務調整官様、港区から武井雅昭区長様、三田労働基準監督署から中山篤署長様、中尾剛次長様、渡邊和子次長様、河村直子第一方面主任監督官様、寺門健一安全衛生課長様、齋藤文男労災第1課長様、田中信治労災第2課長様、品川公共職業安定所から堀口茂俊所長様、公益社団法人東京労働基準協会連合会から岩田俊勝専務理事様にご出席いただきました。



懇親風景

開会は、山内会長による、公益事業を行う一般社団法人として会員各位のニーズに合った積極的な事業展開に努めてまいりたいとの挨拶で始まりました。次いで、ご来賓の武井区長様からは区民と働く人が安全・安心で優しく快適な港区を推進したいのご祝辞を、村田総務調整官からは健康で安心して働ける職場を目指す労働災害の防止・労働条件の確保改善等の取組み状況に触れたご祝辞を、また、中山署長様、堀口所長様のご祝辞では各行政の現況と関係法令改正についてもご説明いただきました。

橋場副会長の乾杯ご発声ののち、会員同士や行政の皆様との名刺交換や歓談が行われ、京谷副会長の中締めで盛会のうちにお開きとなりました。

ご多忙の中、ご出席いただきました大勢の会員様に御礼申し上げます。



山内会長挨拶



武井区長様



村田総務調整官様



中山署長様



堀口所長様

写真撮影は東京シップサービス(株)の池田様・高木様にご協力いただきました。

平成26年度定期総会開催のご案内

平成26年度（第66回）定期総会を下記により開催いたします。別途ご案内を差し上げますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

日 時／平成26年5月23日（金） 午後4時～5時

会 場／東京プリンスホテル 港区芝公園3-3-1 電話：03-3432-1111

また、総会終了後、東京労働局・三田労働基準監督署等の幹部職員の皆様などご来賓をお迎えして、恒例の懇親会（会費10,000円）を開催いたしますので、併せてご参加下さいますようお願いいたします。

「定期健康診断のご案内」について

労働安全衛生法で事業主（経営者）に実施が業務付けられている、定期健康診断及び有機溶剤、鉛などの特殊健康診断を下記の要領で実施いたします。この機会をぜひご利用下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1 健 診 日 時 平成26年6月9日（月） 午前9時～11時30分まで
- 2 健 診 会 場 三田労働基準協会ビル（港区芝4-4-5） 1階研修センター
- 3 健 診 実 施 機 関 （一財）全日本労働福祉協会
- 4 種類および料金
定期健康診断
（1）基本定健（法定全項目） 8,000円（消費税別）
（2）若年定健（法定省略） 2,700円（消費税別）
特殊健診 別途
- 5 申 込 期 日 5月23日迄

詳細は協会ホームページまたは別途送付します案内書をご覧ください。なお、受診者が20名以上になれば、健診機関と相談のうえ別途巡回健診をすることが可能とのことです。当協会にお問い合わせください。

労働保険料の納付手続き完了のご報告

労働保険事務組合（一社）三田労働基準協会に労働保険事務を委託されている皆様方からお預かりした、平成24年度確定、平成25年度概算労働保険料ならびに一般拠出金は、政府への納付手続きが完了しましたので、ご報告いたします。

会報広告掲載のお願い

— 会員企業様の広告にご利用ください —

会報「みなとみた」では、会員企業様の広告掲載を募集しております。サイズ・料金等については当協会事務局までお問い合わせください。

お問い合わせ先：（一社）三田労働基準協会 電話：03-3451-0901

「三田健康づくり研究会」のご報告

1月28日(火)、「三田健康づくり研究会」(当協会が事務局担当)の講習会が、産業安全会館において開催されました。「三田健康づくり研究会」は労働基準監督署の主導のもと健康・快適な職場づくり、職場の活性化と生産性の向上を目指し、45社が会員として各種の活動を行っています。今年度は、19年ぶりに改訂された「職場における腰痛予防対策指針」にあわせ、現場で最も多発している業務上疾病である腰痛について、新たな視点の防止策を考える講習会を開催したもので、61名の方が参加されました。

林宏至三田健康づくり研究会会長から三田健康づくり研究会の趣旨と活動報告等の挨拶、中山篤三田労働基準監督署署長から三田労基署管内の労働災害防止の状況等の挨拶に続き、関東労災病院 勤労者筋・骨格系疾患研究センター長医学博士 松平浩先生から「知っておきたい腰痛の知識」(新たな視点に立った腰痛の捉え方と対策)について講演いただきました。講演の後半には、日常から腰痛対策として行える「これだけ体操」や「呼吸法」なども実演指導いただきました。

参加された皆様から、「今後腰痛予防ガイドラインの改訂を検討しているところで参考になった」、「本講習を受け安全衛生委員会で腰痛について周知したい」、「腰痛とメンタルが関わっていることが興味深い」、「専門的なところもあったが興味深かった、デモンストレーションが分かり易かった」など多数の声が寄せられました。また、新たに9社が三田健康づくり研究会に加入されました。

講演要約は以下ですが、専門的なお話もあり全体を網羅しきれないことをご理解ください。

厚生労働省の統計によれば、腰痛は休業4日以上業務上疾病の60%以上を占めている。腰痛の生涯有訴率は、支障のない腰痛から連続4日以上休んだ腰痛までを合わせると実に83.4%であり、多くの人が腰痛を経験している。

腰痛の85%は原因が特定しきれない腰痛=非特異的腰痛が占めている。これらの腰痛は、作業歴・過去の腰痛歴のほか対人関係のストレスなどを原因とし、仕事や生活の満足度が低い・働き甲斐を感じないことなどが慢性化の危険因子となっている。

多くの腰痛は自己管理が可能である。しかし、①転倒・墜落など外傷後の痛みで日常生活に支障がでる(=骨折の可能性)、②臥位でじっとしていても痛い・楽な姿勢がない(=重篤な疾患が原因の可能性)、③強い痛みが臀部から膝より下まで放散する(=神経根症状)、④会陰部周囲のしびれや灼熱感あるいは尿が出づらいことがある(=馬尾徴候)⑤足の脱力がある、例えば踵歩きが片足でしにくい(=筋力低下)などの症状がある場合は自己管理してはいけなく、受診していただきたい。

自己管理できる腰痛としては、腰痛と姿勢や動作の関与が明確かつ一貫性があり楽な姿勢が必ずある状態で、これは脊髄の機能障害による腰痛である。この腰痛には、不具合が発生した髄核を本来あるべき位置にもどす体操(=「これだけ体操」)が有効である。急性腰痛に対しても活動性維持を薦め安静臥床は薦めていない。勤労者を対象とした研究でも、ぎっくり腰で受診し治るまで安静と指導された人は、痛みの範囲内での活動などの指導を受けた人に比べ翌年の再発リスクが3.65倍高かった。

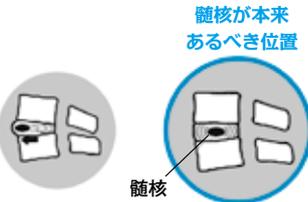
自己管理しうる腰痛としては、心的ストレス(不安、不快、負担感など)が強まると痛みが出やすく、また器質的原因が明確でない睡眠障害、頭痛、肩こり、めまい・耳鳴りなどの症状を腰痛や背中中の張り以外に伴う症状で、ストレスに伴うドーパミンやセロトニンの分泌不足などの脳の機能障害による腰痛がある。運動療法は慢性腰痛に対する有効性には高いエビデンスがあり、ウォーキングなどの(有酸素)軽運動と呼吸法によりセロトニン分泌がうながされる例などが知られている。認知行動療法はこれらの腰痛の治療に有用であり、状況・自動思考・合理的な思考を記載してみるコラム法や、日記の記載により心的ストレスと身体化徴候の関連性の気づきを促すなどの手法が治療の一環として薦められる。

腰痛予防対策として、一次予防は現在腰痛がない人に対して再発も含め腰痛を新たに起こさせない対策、二次予防は軽い腰痛の人に対して重症化させない対策、三次予防はすでに支障度の高い人にはコントロール可能なレベルに戻しかつ支障度の高い腰痛の再発を予防する対策を、念頭に置かなければならない。対策作成に当たっては、「腰にかかる負担に関する問題」と「心理・社会的問題」両面から、包括的・具体的かつ理解しやすい形で提案することが必要である。

これだけ体操

違和感のある場所をストレッチするイメージで、髓核の動きを意識して行うのがポイント！
注意：臀部から下肢にしびれが強まる場合は行わない。

1 立ち作業などによって腰が反り、腰椎が前弯傾向になったら



椅子に腰かけて腰をかがめるだけ



●両足を開き、息を吐きながらゆっくり背中を丸めて、床を見ながら3秒間保持。(1~2回)

2 座り作業などで前かがみになり、腰椎が後弯傾向になったら



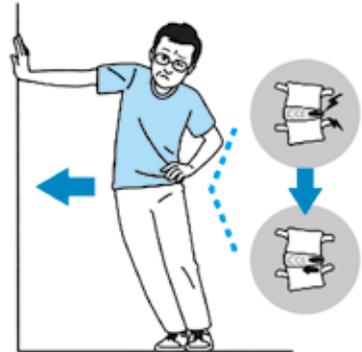
立位で腰を反らすだけ



●足を軽く開いて、膝を伸ばしたまま、ゆっくり息を吐きながら上体を反らし、最大限反らして3秒間保持。(1~2回)

※介護や運送業に携わる人はとくに心がけて！

3 髓核が横方向にずれている場合のチェック法



- 足元が滑らない場所で、安定した壁から離れて立つ。
- 腕を伸ばして肩の高さで手をつき、腰を横に曲げる。左右行う。
- 痛みを伴って曲げにくい側があれば、その方向に、ゆっくりと息を吐きながら徐々に曲げ、痛みを我慢できる範囲までしっかり曲げる。左右差がなくなるまで繰り返す。

講習会のご案内

企画中の講習会からご紹介します。

● 連続講座 人事労務担当者実務講習 — 実務に即した労働関係法令のポイントを解説します —

(6月3日(火)・6月10日(火))

労働基準、安全衛生、労災・雇用・社会保険など関係諸法令のポイント、及び人事労務管理の実務について、社会保険労務士が解説します。新たに人事労務担当者になった方にもお勧めする講習会です。

● 「企業の人事労務管理の実務的対応」 — 人事労務担当者のための — 〈2回連続講座〉

(7月9日(水)・7月16日(水))

労働関係の弁護士として第一人者である安西愈先生に、2回にわたり人事労務管理に関わる者が知っておかなければならない実務対応のポイントについて解説いただきます。

平成26年度講習会等予定表

詳しくはホームページをご覧ください【 <http://www.mita-roukikyo.or.jp> 】

日程・内容は変更になることがあります。法改正説明会その他追加開催を行う場合は、別途郵送・HP等でお知らせします。

講習等の種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
労務管理講習 <small>労務・安全衛生についてタイムリーなテーマで企画します。日程内容は順次ご案内します。</small>	三田			3・10	9・16		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	城南地区	9☆ 22□	☆				11・18 ☆	△	☆				12□
行政関係	行政運営方針説明会	22											
	実践労務管理点検指導会			19				23			22		
	労災保険実務講習								7・20				
	雇用均等行政講習会			11									
安全・衛生	新入社員等安全衛生教育	18											
	安全週間説明会			4									
	労働衛生週間説明会						3						
	港地区健康と安全推進大会							20					
	健康づくり研究会										29		
	衛生管理者等支援講習会											10	
資格関係等	MS・RA講習会(※)								19				
	危険予知訓練実務講習会							7□					
	フォークリフト運転技能講習						7・13・14 ・15□						
	玉掛け技能講習				24・25 ・27□								
	ガス溶接技能講習												
	粉じん作業者特別教育			17□									
	低圧電気取扱者特別教育							30□					
	研削と石特別教育							30□					
	プレス作業者特別教育									4□			
	クレーン運転(5t未満)特別教育									11□			
	★安全管理者選任時研修		15・16		23・24			25・26 ☆		11・12 □		27・28	
	第2種衛生管理者能力向上教育				11								
	★安全衛生推進者養成講習				15・16 △					27・28 □			
	★安全衛生推進者初任時教育			13					9				
	★衛生推進者養成講習			26□					◎				◎
	★リスクアセスメント担当者研修				8								
衛生管理者受験準備講習		28～30		1～3	19～21			8～10 △				25～27 □	

日 程：月欄の数字＝開催予定日です。◎＝日程調整中です。
会 場：無印は港区内です。△＝品川区内、☆＝渋谷区内、□＝大田区内となります。

- ※＝安全衛生マネジメントシステム・リスクアセスメントの略です。
- 三田労働基準協会会員は、受講料が必要な講習会等については、原則として会員割引等優遇措置があります。
- ★印の資格関係講習等は、別途委託開催をお受けします。企業内あるいは安全衛生協会の教育研修などにご利用ください。

みなとみた 平成26年3月号 平成26年3月15日発行(年6回発行) 第18巻第2号通巻第102号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>